

平成27年5月4日
内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について

今般、我が国から推薦を行っている「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」について、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOS（イコモス）による勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。

イコモスの評価結果と推薦に係るこれまでの経緯は下記のとおりです。

記

1. ICOMOSの評価結果及び勧告の内容

推薦案件の名称を「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」と変更した上で、「記載」勧告がなされた。（23の構成資産全てが本件遺産の構成要素として認められた。）

※ 具体的な勧告内容の概要については別添のとおり

(参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

(参考2) International Council on Monuments and Sites(イコモス): 国際記念物遺跡会議
文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。
1964年設立。

2. 「明治日本の産業革命遺産」のこれまでの経緯

平成21年 1月 ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載

平成26年 1月 ユネスコへ推薦書を提出

平成26年 9月～10月 ICOMOSの専門家による現地調査

3. 今後の予定

第39回世界遺産委員会（平成27年6月28日～7月8日、於：ドイツ・ボン）において、ICOMOSの本勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われる。

内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室

参事官 岩本 健吾（TEL：03-5510-2476）

企画官 高見 真二（TEL：03-6206-6173）

担当 萩原・植田（TEL：03-6206-6176）

イコモス評価結果及び勧告の概要
(明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業)

顕著な普遍的価値について

九州・山口地域を中心とする一連の産業遺産群は、西洋から非西洋国家に初めて産業化の伝播が成功したことを示す。19世紀半ばから20世紀初頭にかけて、日本は製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を達成した。一連のサイトは1853年から1910年までのわずか50年余りという短期間でこの急速な産業化が達成された3つの段階を反映している。

第一段階は、1850年代から1860年代前半にかけての幕末期で、製鉄や造船の試行錯誤期であった。国防、特に海外からの脅威に対する海防を強化する必要から、各藩が西洋の技術書や西洋の事例の模倣により（直接ではなく）二次的に知識を得て伝統的な匠の技と組み合わせ、産業化を進めた。

第二段階は、明治時代に入ってから1870年代前半で、西洋技術及びそれを実践するための専門知識を導入した時期である。

最終段階である明治後期（1890～1910年）の第三段階は、国内に専門知識が蓄積され、西洋技術を積極的に改良して日本のニーズや社会の伝統に適合させることにより、本格的な産業化が達成された。

完全性及び真実性について

完全性及び真実性の条件が満たされている。

比較研究について

比較研究は、世界遺産一覧表のために本資産を検討することが正当であることを示している。

基準 ii), iv) の適用について

評価基準 ii), iv) の正当性は証明されている。

基準 iii) の適用について

徳川時代の文化、新たな産業文化とも、これら文化的伝統の特徴が、サイトにより表現されるものとして明示されていない。また、「文化的伝統」は、重要ではあるが、産業の発展の主たる推進力とは考えられない。

したがって、評価基準 iii) の正当性は証明されていない。

資産に影響を与える要因について

資産に対して考えられる主な脅威は、訪問客、インフラの開発、一部構成資産における不十分な保全である。

資産の保全について

資産の保全状況は概ね適切だが、端島炭坑については緊急の保全措置及び長期的な保全戦略が必要であり、資産全体及び各サイトについて優先順位を定めた保全計画が必要である。

資産の管理について

資産の全体的な管理体制は機能しているが、新たな枠組みの有効性をモニタリングすることや、スタッフの人材育成プログラムを実施することに留意すべきである。

勧告

イコモスは、評価基準(ii), (iv)の下に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」を世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、推薦国が以下に配慮することを併せて勧告する。

- ・ 端島炭坑について、優先順位を明確にした保全措置の計画を策定すること。
- ・ 推薦資産及びその構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。
- ・ 資産への悪影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者の上限数を定めること。
- ・ 推薦資産及びその構成資産の管理保全のための新たな枠組みの有効性について、年次ベースでモニタリングを行うこと。
- ・ 管理保全計画及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、年次ベースでモニタリングを行うこと。
- ・ 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。
- ・ 推薦資産に関する説明（インタープリテーション）の計画を策定し、各構成資産がいかにOUVに貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できる計画とすること。
- ・ 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、「世界遺産条約履行のための作業指針」に沿って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

また、イコモスは、2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに、上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう推奨する。